

学校安全管理マニュアル



大阪市立東淀中学校

大阪市東淀川区豊里6-25-19

 **06-6328-5650**

生徒の命と安全を守るためには、危機的状況に対し、速やかに対応できるよう、教職員相互の共通理解を図り、日常的に安全対策を確立し、安全（防犯）管理体制を構築しておかなければならない。

1 日常の安全（防犯）対策への体制

（1）安全（防犯）対策委員会

校長は、校内体制、施設の定期的な点検を図るとともに、機能的かつ効果的な危機管理を行うことを目的として、安全（防犯）対策委員会を設置する。

構成メンバー

校長【委員長】、教頭、生徒指導主事、生活指導部長、教務主任、
学年主任、保健主事、養護教諭、事務職員、管理作業員

（2）来校者の確認

生徒の登校終了時から下校時刻まで、電気錠を施錠しインターホンによる来校者及び用件を確認し開閉を行う。学校行事等には受付名簿を利用する。

（3）校内の巡視

校内の巡視を定期的に行い、安全確保に努める。

（4）安全（防犯）教育の充実と点検

防災計画に防犯の視点も組み入れ、緊急時には生徒自らが安全を確保できる資質を養う。

生徒の立場から、安全確保に向けた取り組みを進める。

警察署・・・防犯教室

消防署・・・避難訓練、救急救命講習会

（5）関係諸機関・諸団体との連携

P T A、地元警察署や消防署、連合町会、地域活動協議会、青少年指導員、隣接小中学校、教育委員会等との連携体制の強化・充実に努める。

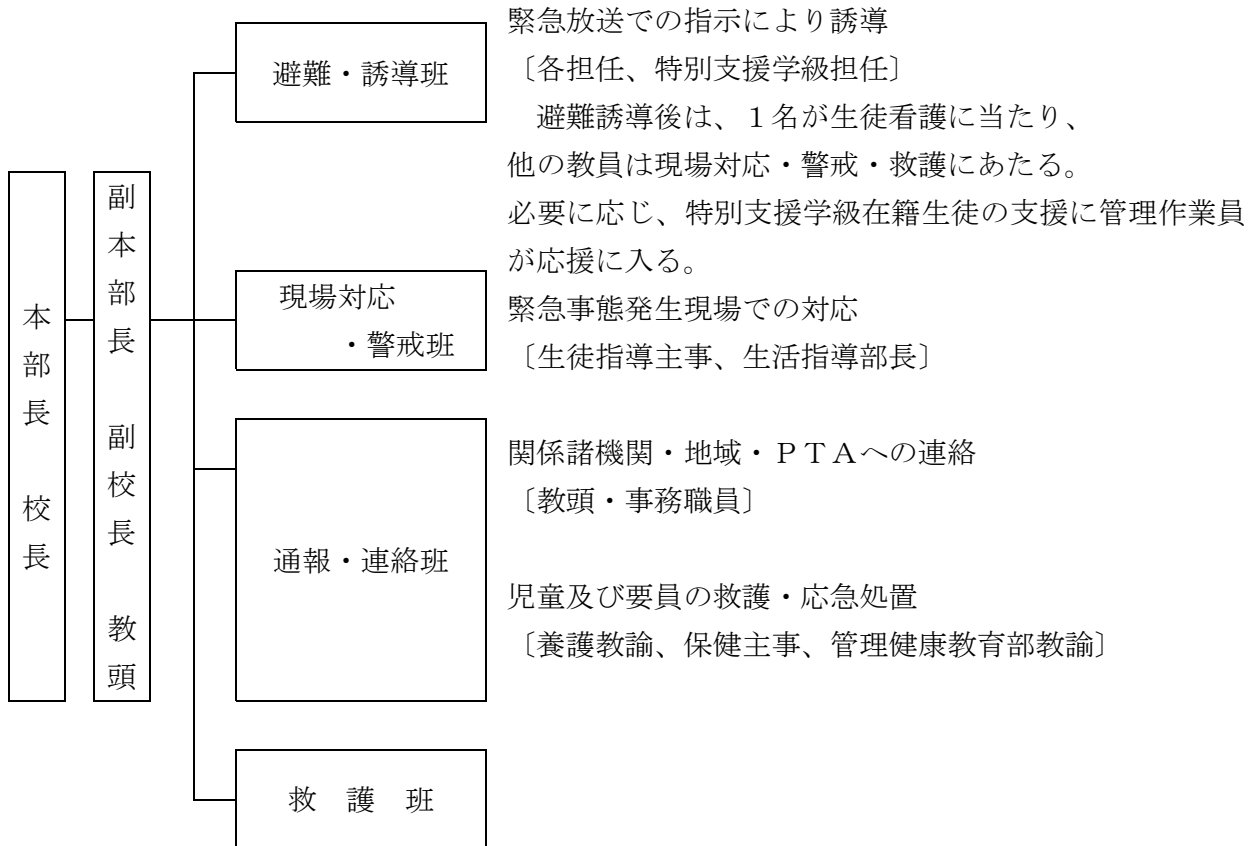
（6）情報の管理

窓口を一本化し、情報の収集・整理に努めるとともに、マスコミ等外部への情報提供にあつては、生徒等の個人情報の保護に十分に配慮する。

管理職を中心に情報の収集・整理に努めるとともに、マスコミ等の対応は管理職が行う。必要がある場合は、速やかに教職員が保護者に連絡する。

2 緊急事態発生時の校内体制

(1) 対策本部の組織



(2) 教職員のとるべき措置（不審な来校者への対応は、P9のフローチャート参照）

① 発見者の動き

ア 通報（事件・事故の発生を他の教職員に知らせる）

- ・ 大声を出す。
- ・ 防犯ブザーを鳴らす。
- ・ インターホンで知らせる。
- ・ 校内放送で知らせる。
- ・ 自動火災報知器を作動させる。

（自動火災報知設備は、人命に差し迫った危機が及んでいる場合においては、火災以外であっても使用できる。ただし、火災以外に自動火災報知設備を使用した場合は、速やかに消防署または警備会社はその旨を連絡する。）

イ 支援者の要請

- ・ 近くの教職員を呼ぶ。
- ・ 生徒の安全確保や避難誘導を依頼する。

② 事実の把握

- ・ 事件・事故の発生場所や概要を把握する。
- ・ 対応方法を確認する。

- ・ 校内放送で全教職員に指示する。

③ 役割分担の遂行

ア 避難・誘導班

- ・ 緊急時を除き、本部長の指示に従い、避難開始の指示があるまで、生徒の状態を速やかに掌握する。担任不在の場合は隣接学級（学年）が掌握する。
- ・ 避難の指示に従い、迅速・安全に所定の場所に誘導する。
- ・ 誘導後は生徒の安全確保に努める。

イ 自衛・対応班

- ・ 緊急事態発生場所にて、複数の教職員で、防御を最大限に確保しつつ対応する。
- ・ 事態によっては、警察などが来るまで現状を確保したり、時間を引き延ばしたりする。
- ・ 新たな情報や状況を逐次職員室に連絡する。

ウ 通報・連絡班

- ・ 本部長の指示に従い、関係諸機関や地域・保護者に通報・連絡する。

大阪市立東淀中学校	
住所	大阪市東淀川区豊新6-25-19
Tel	6328-5650
◎ 事件・事故の概要や現時点での状況	

- ⇒ 警察署（110番通報） 東淀川警察署 6325-1234
- ⇒ 消防署（119番通報：救急車の要請） 東淀川消防署 6320-0119
- ⇒ 大阪市教育委員会
 - 第1教育ブロック担当（6208-9199）
 - 設備管理担当課長 高芝 （6208-9394）※停電等
 - 設備管理担当課長 杉田 （6208-9044）※漏水等
 - 技術管理担当課長 大平 （6208-9090）※火災・大雨等
- ⇒ 豊新小学校（6327-5591）豊里小学校（6328-0241）
豊里南小学校（6329-0880）
- ⇒ 警備保障会社（国際警備）：（6357-5312）
- ⇒ （必要な場合には）PTA会長 乾 （080-9592-1754）
PTA副会長 大林（080-5330-0884）

エ 救護班

- ・ 生徒の生命・身体の安全を確保する。
- ・ けが等に対しては可能な限りの応急処置を施し、救急隊に引き継ぐか病院に急いで搬送する。
- ・ 負傷した生徒の保護者に連絡する。

① 被害拡大防止

ア 事件・事故を発見した教職員の動き

(ア) 通報（事件・事故の発生を他の教職員に知らせる。）

- ・ 大声を出す
- ・ 携帯ブザー
- ・ 火災報知器
- ・ ホイッスル
- ・ ハンドマイク
- ・ 放送機器
- ・ その他の方法

※ 火災報知設備は、人命に差し迫った危機が及んでいる場合においては火災以外でも使用可。使用後速やかに東淀川消防署（6320-0119）へ連絡。

(イ) 支援者の要請

- ・ 近くの教職員を呼ぶ
- ・ 生徒への安全確保を依頼する。
- ・ 安全（防犯）対策委員会への連絡を依頼する。

(ウ) 役割分担の遂行

- ・ 被害者対応
- ・ 侵入者対応
- ・ 被害者以外の児童の安全対応確保

イ 通報を受けた教職員の動き

(ア) 事実確認

- ・ 事件・事故の概要を把握する。
- ・ 対処方法を確認する。

(イ) 役割分担の遂行

- ・ 被害者対応
- ・ 侵入者対応
- ・ 被害者以外の生徒安全確保対応

(ウ) 安全（防犯）対策委員会への連絡

- ・ 事件・事故の概要を連絡する。
- ・ 対処方法を連絡する。

ウ 被害者対応

(ア) 応急処置

- ・ 被害状況を確認し、応急処置を行う。
- ・ 駆けつけた支援者とともに対応する。

(イ) 被害者以外の生徒へ避難指示

- ・安全な場所へ避難するよう指示する。

- ・支援者とともに対応する。

(ウ) 安全（防犯）対策委員会への連絡

- ・被害状況を連絡する。

- ・消防署へ救急車派遣の要請を依頼する。

- ・教職員付き添いのもと、被害者を救急車で搬送し、医療機関にて受信させる。

- ・被害者の保護者等へ連絡する。

エ 侵入者対応

(ア) 防御

生徒および教職員の安全確保に努めながら対応する。

- ・さすまたの活用

- ・机・いす等の活用

- ・その他、身の安全を確保できるような防御の方法

(イ) 被害者以外の生徒へ避難指示

- ・安全な場所へ避難するよう指示をする。

- ・支援者とともに対応する。

(ウ) 安全（防犯）対策委員会への連絡

- ・事件・事故の概要を連絡する。

- ・対応方法を連絡する。

- ・生野警察署へ警察官派遣の要請を依頼する。

- ・到着した警察官と協力して対応する。

オ 被害者以外の児童の安全確保

(ア) 学年ごとに安全確保

- ・役割分担により、生徒の安全を確保する。

- ・生徒の人数を確認する。

- ・安全（防犯）対策委員会へ連絡する。

(イ) 被害拡大防止のための避難場所の確保

- ・安全（防犯）対策委員会の指示により避難場所へ移動させる。

- ・学校内の安全確保のできる場所に避難させる。

- ・学校外の安全確保のできる場所に避難させる。

(ウ) 安全（防犯）対策委員会への連絡

- ・生徒の避難状況を連絡する。

② 緊急時の安全（防犯）対策委員会の開催

ア 情報の収集・対応策の検討

(ア) できる限りの情報を収集し、整理する。

(イ) 今後の対応策を検討する。

イ 緊急職員会議等の開催

教職員の共通理解のもと、全力を挙げて取り組む。

(ア) 生徒への安全指導

下校する児童・生徒へは、発達段階に応じて、事件・事故の概要を知らせるとともに、帰宅後の安全確保の指導を行う。

・緊急集団下校が必要な場合は、教職員が付き添い、集団下校させる。

※ 保護者が不在の生徒については、学校に待機させる。

※ 集団下校については、P T A等と連携を図る。

・保護者同伴による下校指導

安全確保のため保護者に直接引き継ぎが必要なときは、保護者に連絡し、一人一人確認して下校させる。

(イ) 保護者、地域等への情報提供及び協力要請

早期に、保護者、地域等に的確な情報提供をする場を設定する。校園の取組みを説明し、協力要請をする。

(例) 保護者集会校区・近隣校を含む生活指導連絡会

P T A役員会・実行委員会、地域関係諸機関、諸団体との連絡会等

(ウ) 記録の保存

事件・事故の概要については、すべて時系列で記録しておく。

〈参考〉

事件・事故の概要

・発生日時・場所、関係生徒名、事件・事故の内容、被害の状況等

・学校のとった措置及び事後対策

・保護者、地域等の関係者の意見

警察等の関係機関との連携状況

報道機関への対応

事件・事故後の生徒への継続的な指導とメンタル面のケア

ウ 教育委員会との連携

事件・事故発生後、直ちに速報を教育委員会へ連絡するとともに、それ以後も連絡を密にとり、学校の取組みをすすめる。

エ 関係諸機関・諸団体との連携

事件・事故について情報発信し、協力を得るなど緊密な連携を図る。

③ 事件・事故後の継続した指導と情報提供

緊急時の安全（防犯）対策委員会等で共通理解して取り組む。

ア「心のケア」体制の確立

被害・関係の生徒及び保護者に対して、関係諸機関、スクールカウンセラー等と連携し、「心のケア」に努める。

イ 保護者、地域等への情報提供及び協力要請

継続して、保護者、地域等の的確な情報提供をする場を設定する学校の取組を説明し、協力要請をする。

3 保護者、地域関係諸機関・諸団体、近隣校園、警察等との連携の充実について

(1) 保護者との連携体制の充実

① 日常からの情報交換の「場」の充実

保護者集会・PTA総会・各委員会等において情報を交換する。

② 安全確保に向けた情報発信並びに協力依頼

校園の安全確保に向けた取組を具体的に発信し、協力を依頼しておく。

(2) 地域、関係諸機関・諸団体、近隣校園との連携体制の充実

① 地域への教育活動の発信

学校における教育活動を、保護者、地域に積極的に発信することにより、開かれた学校づくりの取組を推進し、保護者のみならず様々な地域の人々との交流をさらに深め、学校の安全確保に努める。

② 「声かけ」活動の充実

地域における、児童の安全確保には、保護者や地域の人々の通学路における立番への協力や「声かけ」は大変重要である。特に、登下校時における通学路の安全確保には有効である。学校は、保護者・地域・関係諸機関等の協力依頼を積極的に行う。

③ 近隣校園との連携の充実

日常からお互いに情報を発信しあい、連携体制の充実に努める。

(3) 警察等との連携体制の充実

① 補導連絡会との連携の充実

補導連絡会において、お互いの情報を交換するとともに、より実効性のある連携を図る。

② 関係所轄派出所等との情報交換の充実

近隣の関係派出所に出向き、定期的に情報交換する体制を充実し、日常的な連携に努める。

③ 防犯プレート「警察官警戒実施中」等の活用

防犯プレートの設置の趣旨を踏まえ、巡回警察官との連携に努める。

④ 安全マップ等の作成

今後、地域・関係諸機関の協力を得て、危険や不安な場所等を確認し、安全マップなどを作成する予定。

⑤ 緊急時の連絡体制の充実

緊急時の連絡体制、連絡内容等（校園名、連絡者名、事件・事故内容、要請内容等）を確認しておく。

⑥ 防犯実技、講話等の研修会への講師等の派遣依頼

防犯実技、講話等の研修会を実施するための講師等の派遣を依頼し、研修する。

(4) 消防署との連携体制の充実

① 緊急時の連絡体制の充実

緊急時の連絡体制、連絡内容等（校名、連絡者名、事件・事故内容、要請内容等）を確認しておく。

② 救急救命法等の研修会への講師等の派遣依頼

救急救命法等の研修会を実施するための講師等の派遣し研修する。

4 生徒への安全教育の充実

平素より、各種の事件・事故を想定した安全教育を計画的・継続的に充実し、生徒が防犯・防災についての知識を身につけ、安全に避難する方法等について理解し、状況に応じて自ら安全な行動ができるようにする。

(1) 生命尊重の教育の充実

教科指導はもとより、学級活動、学校行事等、あらゆる教育活動の機会をとらえて、「命の大切さ」についての指導を一層推進する。

指導にあたっては、人権の視点に十分留意するとともに、発達段階に応じた指導方法や生徒自らが興味関心を持てるような学習の形態を工夫し・自らの安全を守る力を育てる。

(2) 安全、防犯指導教室の充実

① 指導事例

次のような指導項目以外にも生徒の発達段階や各校園の実態に則した指導項目を考え、平素から指導しておくこと。

ア 登下校の際は、複数で行動すること。

イ 登下校の時刻が通常より異なる場合も、できるだけ複数名と一緒に登下校すること。

ウ 帰宅後、外出する際は、家の人に行き先や帰宅時刻、誰とかを必ず知らせておくこと。

エ 知らない人に誘われたり、他人の車・バイクに乗るよう誘われても断ること。

オ 身の危険を感じたら、大きな声で助けを求めたり、「子ども 110 番の家」や近くの家や商店等に駆け込んだりすること。

② 指導方法

全校集会をはじめ、学級活動・朝の会・帰りの会の連絡会、教科指導や総合的な学習の時間等を活用して、安全指導の徹底を図る。

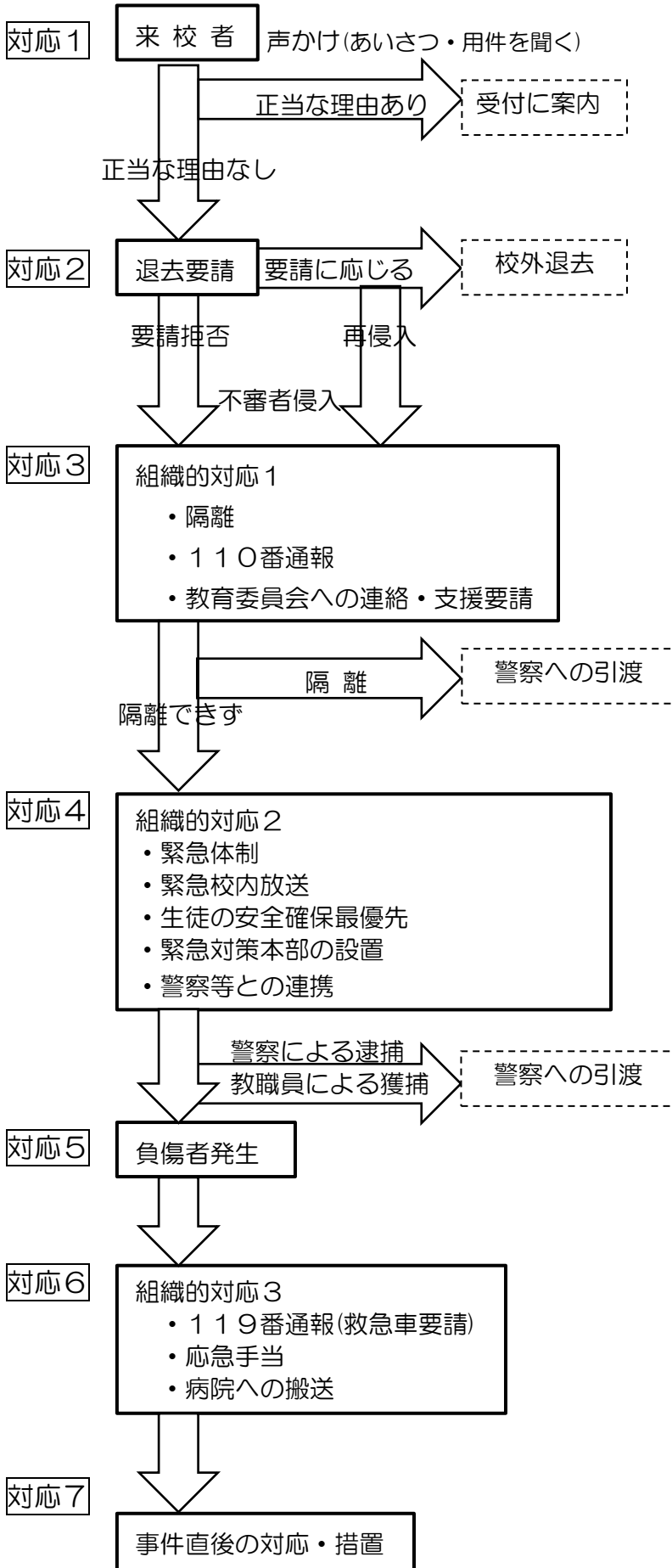
ア 事例を用いた学習（ケーススタディ等）

イ 擬似体験学習（ロールプレイング等）

ウ 警察と連携し、講話や体験的訓練等を通じて、防犯意識を高める。（防犯教室等）

エ スクールカウンセラー等をはじめとする関係諸機関と連携して、安全教育をすすめる。

不審者対応フローチャート



チェックポイント

- 声かけ
- 用件を聞く
- 受付案内

- 退去要請
- 退去・安全確認

- 管理職への緊急連絡
- 暴力行為抑制と退去の説得
- 110番通報
- 教育委員会への連絡
- 不審者の隔離
- 緊急防犯体制及び指示
- 被害等安全確認
- 不審者の荷物等観察監視

- 全教職員への通知
- 緊急対策本部の設置
- 全校生徒の掌握
- 避難誘導
- 人数確認
- 負傷者の有無確認
(生徒の安全確認)

- 警察との連携
- 不審者の所持品の確認

- 119番救急車要請
- 被害の把握
- PTA緊急救護班要請

- 負傷者の確認記録
- 負傷の程度を把握
- 応急手当
- 病院への搬送・引率
- 搬送先病院名の確認
- 負傷者の全容把握と記録

- 保護者への連絡
- 帰宅方法等の確認

- 事後対応体制の確立